

銚田・大洗広域事務組合議会傍聴規則

令和3年4月22日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 議会の傍聴については、銚田市議会傍聴規則（平成17年銚田市議会規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。